

静岡県警察顧問弁護士の委嘱等に関する運営要綱の制定

について

(平成10年3月3日甲通達監第6号)

この要綱は、静岡県警察顧問弁護士への相談又は顧問弁護士からの指導、助言に関する事務手続について必要事項を定め、もって本県警察における争訟事件その他法律問題等の適正かつ合理的な解決を図ることを目的とするもので、主な規定項目は、次のとおりである。

目的

定義

委嘱等の手続

任期

職務

相談等の手続

顧問弁護士に関する事務